

就学援助制度について ※特別支援就学奨励費制度との併用不可

小・中学校等に通うお子さんが経済的に安心して学校生活を送れるよう、就学援助制度の認定基準（世帯全員の収入額合計が生活保護基準の1.4倍未満）を要件に、新入学児童生徒学用品費、給食費、学用品費、校外活動費、クラブ活動費、児童会生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費などの一部を支給する制度です。

上記就学援助費のうち 「新入学児童生徒学用品費」 入学前支給のご案内

令和8年度に小・中学校等へ入学予定のお子様の保護者で、今回申請をして認定を受けた方は、新入学児童生徒学用品費を入学前（3月上旬）に受けとることができます。

入学前に就学援助費（新入学児童生徒学用品費）を受けることができる方

次の（1）～（3）の要件の全部に該当する方

- （1）ひたちなか市に居住しており、4月1日以降も引き続き居住する予定の方
- （2）お子様が公立の小・中・義務教育学校（後期課程への進級を含む）・中等教育学校（前期課程）に入学予定の方
- （3）世帯全員の令和6年中の収入額合計が、おおむね裏面の金額より少ない方

【注1】入学前にひたちなか市外に転出する場合は、事前に裏面お問い合わせ先にご相談ください。

【注2】入学前就学援助費を受給後、申請と異なる学校に入学することとなった場合は、返還していただくことがあります。該当する可能性がある場合は、裏面お問い合わせ先にご連絡ください。

【注3】生活保護受給中の方は、保護費で支払われますので、生活支援課へご相談ください。

【注4】特別支援学校に入学する方は、入学する学校に特別支援教育就学奨励費についてご相談ください。

支給額・支給時期

◆支給額（入学予定のお子様1人につき）

| | |
|---------------------------------|---------|
| 小学校、義務教育学校 新1年生 | 57,060円 |
| 中学校、中等教育学校 新1年生、 義務教育学校 新7年生 | 63,000円 |

◆支給時期……令和8年3月上旬

（2月下旬に送付する決定通知書で支給日をお知らせします。）

◆支給方法……申請者の口座に直接振り込みます。

新入学児童生徒学用品費以外の就学援助費について

入学前支給を申請した場合でも、新入学児童生徒学用品費以外の援助費（給食費、学用品費等）を受けとるには、入学後学校に別途申請が必要（4月頃）ですので、忘れずに申請をしてください。

（裏面もご覧ください）

就学援助費の入学前支給を受けることができる方

就学援助費を受けることができる収入額の目安

世帯全員の年間収入額合計が、おおむね下表の金額より少ない方が対象です。

| 令和7年12月末の世帯構成 | | 世帯全員の収入額 | |
|---------------|-----------------------|----------|-------|
| 世帯人数 | 例 | 持ち家 | 借家・借間 |
| 2人 | 父または母 小学生 | 247万円 | 260万円 |
| | 父または母 中学生 | 254万円 | 268万円 |
| 3人 | 父 母 小学生 | 269万円 | 282万円 |
| | 父または母 小学生 幼児 | 319万円 | 333万円 |
| | 父または母 小学生 小学生 | 332万円 | 345万円 |
| | 父または母 中学生 小学生 | 338万円 | 352万円 |
| 4人 | 父または母 小学生 小学生 祖父または祖母 | 367万円 | 381万円 |
| | 父または母 小学生 中学生 祖父または祖母 | 374万円 | 387万円 |
| 5人 | 父または母 小学生 小学生 祖父 祖母 | 391万円 | 404万円 |
| | 父または母 小学生 中学生 祖父 祖母 | 397万円 | 410万円 |

表の金額は目安です。(令和7年4月時点)

※この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合があります。

※家族構成、年齢などによって金額は異なります。

※世帯全員の収入額は、同一の敷地内に住んでいる方（祖父母・おじ・おば・児童生徒の兄弟も含む）全員の収入額の合算になります。

※収入額には、年金や手当（児童扶養手当等）、親族からの援助や養育費なども含みます。

※住民票上世帯分離をしていても、同一の敷地内に住んでいる場合には同一の世帯と判断し、収入の合計額に含みます。

※住宅ローンなど債務の返済がある場合は、それらを控除する前の収入額とします。

申請手続き 必要書類等をご持参のうえ、保健給食課にお越しください。

◆申請場所……教育委員会事務局 保健給食課（ひたちなか市役所第三分庁舎2階）

◆受付期間……**令和8年1月7日（水）～令和8年1月30日（金）**

◆申請に必要なもの

（1）収入が分かる書類 収入が複数ある場合、すべての証明書類が必要です。

例・令和7年度市民税・県民税課税証明書 ※

- ・児童扶養手当証書の写し
- ・障害年金など非課税所得の確認書類

※課税証明書は、市内居住であれば基本的に提出不要ですが、税情報を確認できない方（市外居住により市外で住民税が課税されている等）は必要です。また、未申告の方は税情報を確認できませんので、至急申告し、申告書写しを提出してください。

（2）申請者名義の口座がわかる通帳などの写し

◆審査結果……令和8年2月下旬に決定通知書を郵送します。

○ 今回、申請をしなかった、または審査の結果で不認定となった方でも、令和8年4月入学後に、令和8年度の就学援助（新入学児童生徒学用品費を含む）を申請することができます。4月からの認定となった場合、7月以降の支給になります。

なお、4月以降の審査で用いる基準は、令和7年中の収入額となりますので、1月申請時と認定結果が異なる場合があります。

○ 失業や勤務先の変更などで、現在の収入が前年より大幅に変わっている場合には、令和7年分源泉徴収票、直近3ヶ月分の給与明細書等の収入が確認できる書類を提出してください。

お問い合わせ先

ひたちなか市東石川2丁目10番1号

教育委員会事務局 保健給食課

電話029-273-0111（内線7341・7342）